

第 6 セクターによる
三股町交流拠点施設整備事業

【指定管理基本協定書】

(案)

本協定は、三股町交流拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、三股町が設置する三股町交流拠点施設（以下「管理施設」という。）の管理運営について、三股町（以下「甲」という。）が第6セクターによる三股町交流拠点施設整備事業【基本契約書】（以下「基本契約」という。）に基づき、指定管理共同事業体（以下「乙」という。）を指定するにあたり、基本的事項を定め、甲と乙が相互に協力して、本施設の効果的な管理運営を行うことを目的とし、次のとおり基本協定を締結する。

第1章 総則

（指定管理者指定の意義）

第1条 甲及び乙は、管理施設の維持管理、運営及び本事業にかかるプロジェクトマネジメント業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し、甲が指定管理者として乙を指定することの意義は、本事業の目的及び理念等の実現のため、地域密着型官民連携による事業推進を図るため、まちづくり合同会社みまた（以下「合同会社」という。）を中心として公募型プロポーザル方式により選定された運営事業者等が相互協力して一体的に業務遂行に臨み、各自の能力を最大限発揮しつつ、管理施設のサービス向上及び効率性の向上が見込まれることにあることを確認するものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、管理施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、並びに指定管理業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、指定管理業務が基本契約、本事業の目的及び理念等に照らし、安定的かつ継続的な公共サービスを提供するために実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじて本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第4条 本協定で用いる用語の定義は、本協定本文中で定義される用語を除き、以下のとおりとする。ただし、いずれにも定義されない用語は基本契約による。

- (1) 「年度協定」：本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する別紙6の様式による協定のことをいう。
- (2) 「目的外使用」：電柱の広告物、自動販売機、売店等の設置、また露天商の出店など、管理施設本来の用途や目的以外で管理施設内を使用することをいう。
- (3) 「法令及び関係条例等」：すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- (4) 「年度事業計画書」：指定期間中に乙が甲に対して毎年度提出する、当該年度の事業計画書のことをいう。
- (5) 「指定開始日」：指定期間の開始日をいう。
- (6) 「自己の費用」：指定管理料、利用料金収入以外の乙の自己資金で、本業務にかかる会計とは別の会計で処理を行う資金のことをいう。
- (7) 「利用料金」：利用者が管理施設の利用の対価として乙に支払う施設利用料金のことをいう。
- (8) 「不可抗力」：天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、パンデミック等）、人災（テロ、暴動等）及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、利用者の増減は、不可抗力に含めないものとする。

（管理物件）

- 第 5 条 指定管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなり、その内容は、別紙 2 のとおりとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。
 - 3 乙は、管理物件を指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の許可を得た場合はこの限りではない。

（指定期間）

- 第 6 条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和 10 年〇〇月〇〇日から令和 15 年〇〇月〇〇日までの 5 年間とする。ただし、第 1 段階の指定期間中に第 2 段階の供用を開始する場合、指定期間の変更について協議を行うものとする。
- 2 指定管理業務に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。ただし、指定開始日が 4 月 1 日以降となる場合は、指定期間の開始年度については、指定開始日から指定開始日が属する年度の 3 月 31 日までとし、満了年度については、4 月 1 日から指定期間満了日までとする。

（年度協定）

- 第 7 条 甲と乙は、本協定とは別に第 6 条第 2 項に定める事業年度における年度協定を締結するものとする。
- 2 年度協定の締結にあたっては、対象期間、指定管理料の金額及び支払方法、利用料金及び指定管理業務の内容を明らかにし、事業年度開始日までに締結するものとする。
 - 3 乙は、当該事業体に属する事業者全員について、年度協定締結時に、税等について滞納がないことを公的機関が証した書類を甲に提出するものとする。

（指定管理業務の目的）

- 第 8 条 乙は、第 2 条の意義を十分理解し、指定期間中、基本契約、本協定、年度協定、提示条件及び仕様書（以下「契約関係書類」という。）に従い、自己の責任及び費用で、管理物件を所定の機能及び性能が正常に発揮される状態に維持し、管理物件の利用者等が管理物件を安全、快適かつ便利に利用できるサービスの質及び水準を保持すること並びに本事業の円滑な遂行を目的として、指定管理業務を行わなければならない。

第 2 章 指定管理者業務の範囲と実施条件

（指定管理業務の範囲）

- 第 9 条 甲は、三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 24 号。以下「手続き等条例」という。）及び三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（仮称）（令和〇〇年条例第〇〇号。以下「設置管理条例」という。）の規定に基づき、次に掲げる指定管理業務を乙に行わせる。
- (1) 管理物件に関する利用の許可、制限及び利用許可の取り消し等、原状回復義務及び営業の許可に関すること。
 - (2) 管理物件に関する利用料金の設定、徴収、利用料金の減免及び利用料金の還付その他利用料金に関すること。
 - (3) 管理物件の施設及び付属設備の維持及び修繕に関すること。
 - (4) 管理物件を利用した、基本契約及び提示条件に基づく目的事業及び主催事業（以下「運営業務」という。）の実施に関すること。
 - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、契約関係書類に基づき別紙 3 に定める、管理物件を対象とする業務及び本事業に係る運営プロマネ並びにそれらに付随する一切の業務。
- 2 前項各号に掲げる合同会社及び運営事業者における業務分担等の詳細については、仕様書に

定めるものとする。

（甲が行う業務の範囲）

第10条 次に掲げる業務については、甲が実施するものとする。

- (1) 管理施設の目的外使用許可
- (2) 不服申し立てに対する決定
- (3) 1件300,000円を超える大規模修繕

（リスク分担）

第11条 指定管理業務に関するリスク分担については、別紙4のとおりとする。

- 2 前項に定める事項以外の不備のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえ、リスク分担を決定する。
- 3 乙は、指定管理業務に係るリスクに備え、指定期間中、自己の責任及び費用において第三者賠償責任保険に加入するものとする。ただし、火災保険については、甲が加入するものとする。

（契約保証金）

第12条 乙が指定管理業務の契約保証として支払う契約保証金については、三股町財務規則（平成28年規則第8号）第153条第8号の規定により免除とする。

（指定管理業務の実施条件）

第13条 乙の指定管理業務の実施にかかる体制については、基本契約に基づき合同会社及び運営事業者とで組成される指定管理共同事業体によるものとし、その他指定管理業務の実施にあたって満たさなければならない条件は、契約関係書類に示すとおりとする。

（指定管理業務範囲及び実施条件の変更）

第14条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第9条で定めた指定管理業務の範囲及び前条で定めた指定管理業務の実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合、協議に応じなければならない。
- 3 第1項の規定及びこの規定に伴う指定管理料の変更については、前項の協議において決定するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合、甲が当該変更の可否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

第3章 指定管理者業務の実施

（指定管理業務の実施）

第15条 乙は、本事業の目的及び理念等の実現を目指し、法令及び関係条例等のほか、契約関係書類及び年度事業計画書に従って指定管理業務を実施するものとする。

- 2 乙のうち合同会社と運営業務を担う事業者（以下「運営事業者」という。）は、相互連携及び情報共有を図り、合同会社が行うセルフモニタリングの実施等による現場実態の把握及び現場へのフィードバックにより、合同会社と運営事業者は、一体となって安定的かつ継続的な公共サービスの提供に努めるものとする。
- 3 運営事業者は、複数の事業者で運営業務を実施する場合において、統括事業者を置くものとし、統括事業者は、運営事業者間における業務調整を図り、それぞれの事業内容における責任の所在、役割分担及び利益又は損失が生じた際の取扱いを明確にした運営業務に係る事業年度1年間の事業計画書を作成し合同会社に提出するものとする。
- 4 契約関係書類及び年度事業計画書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、提示条件等、事業者提案、仕様書、年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、事業者提案、仕様書及び年度事業計画書において提示条件等を上

回る水準が提案されている場合は、事業者提案、仕様書及び年度事業計画書に示された水準によるものとする。

（開場時間、閉鎖日の変更）

第16条 乙は、開場時間及び閉鎖日を変更したいときは、変更しようとする日の1ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 変更開始年月日
- (2) 変更の内容
- (3) 変更する理由
- (4) 前3項に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により甲の承認を得て、開場時間及び閉鎖日を変更しようとするときは、適切な方法により、事前に十分な周知を図らなければならない。

（許認可及び届出）

第17条 乙は、指定管理業務に関する契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

- 2 甲は、乙の要請があった場合、乙の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請があった場合、指定管理業務に関する甲の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

（開業準備）

第18条 乙は、指定開始日に先立ち、指定管理業務の実施に必要な一切の準備を完了し、かつ、甲に対しその旨を報告しなければならない。

- 2 甲は、乙による指定管理業務の準備が完了したことを受けて、業務実施体制を確認し、乙は、その確認に協力するものとする。当該確認の結果、乙により契約関係書類及び年度事業計画書に従った業務実施体制が整備されていない場合、甲は乙に対し、その是正を求めるものとする。

（第三者による実施）

第19条 乙は、第三者に当該業務の全部又は主たる部分を委託し、又は請け負わせることはできない。

- 2 乙は、第三者に当該業務の一部を委託し、又は請け負わせる場合は、甲の承諾を得るものとする。この場合において、損害が発生した場合、乙がその責めを負うものとする。
- 3 乙は、前項の規定により、甲の承諾を得て指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、できる限り地場産業の振興又は地域内経済における循環に寄与するよう配慮しなければならない。

（管理施設の維持保全）

第20条 管理施設の改造、改築及び大規模修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

（緊急時の対応）

第21条 指定期間中、指定管理業務の実施に関して事故や災害等により緊急事態が発生した場合は、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して直ちに状況を報告しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合は、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。
- 3 災害時に避難場所及び避難所として開設された場合は、避難場所及び避難所として使用する間、甲と連携協力し施設管理のために必要な人員を配備するものとする。ただし、避難場所及

び避難所の運営は甲で行うものとする。

（情報公開）

第22条 乙は、指定管理業務の実施に関して、三股町情報公開条例（平成13年条例第3号）第14条の規定に基づき、情報公開に努めるものとする。また、甲から指定管理業務に関する文書等（指定管理業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で乙が保有しているもの）の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない。

（情報の管理）

第23条 乙及び指定管理業務のうち全部又は一部に従事する者は、指定管理業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、指定期間が終了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、指定管理業務を実施するにあたっての個人情報の取扱いについては、基本契約及び別紙5に示す特記事項を遵守しなければならない。

第4章 管理物品の取扱い

（甲による管理物品の貸与）

第24条 甲は、別紙2の（2）に示す管理物品（以下「管理物品」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、管理物品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 管理物品が経年劣化等により指定管理業務の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該管理物品を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により管理物品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該管理物品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 管理物品に係る消耗品類の更新については、乙が行うものとする。

（乙による備品の購入等）

第25条 乙は、自己の費用により備品を購入又は調達し、指定管理業務のために供することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による備品を購入する場合には、その都度甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、指定管理者でなくなった場合において、第1項の規定により取得した備品を自己の費用で撤去しなければならない。ただし、三股町財務規則第271条の規定に基づき当該備品を甲に寄附する場合には、この限りではない。

第5章 指定管理業務の実施にかかる確認事項

（年度事業計画書）

第26条 乙は、初年度は本協定締結後甲が指定する日までに、次年度以降は当該年度が開始する30日前までに、契約関係書類に従い、翌年度の指定管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した維持管理業務に係る年度事業計画書及び運営業務に係る年度事業計画書（以下「年度事業計画書」と総称する。）を甲に提出しなければならない。

- (1) 業務実施体制
- (2) 指定管理業務の概要及び実施する時期
- (3) 指定管理業務に要する経費の総額及び内訳（甲が示す様式による）

- (4) 指定管理業務及び自主事業実施における損益の取扱い
- (5) その他甲が必要と認める事項
 - 2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し指示が必要な場合は、乙に対し書面にてその旨通知することができる。
 - 3 乙は、前2項の規定により提出した年度事業計画書の内容に変更があるときは、速やかに当該変更を甲に届けなければならない。

(事業収支報告書)

第 27 条 乙は、第 7 条第 2 項に規定する事業年度終了後、指定管理業務に関し次に掲げる事項を記載した当該事業年度にかかる事業収支報告書を、翌年度 4 月末までに甲に提出し、指定管理業務及び経理の状況に関しての確認を受けなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 指定管理業務全体経費の収支状況
- (4) 運營業務経費の収支状況（複数の運営事業者が存する場合には事業者ごとの収支状況）
- (5) 維持管理業務にかかる経費の内訳
- (6) 利用者アンケート
- (7) 合同会社が定めるセルフモニタリング実施要項にかかる実施状況
- (8) 自主事業にかかる収支状況
- (9) その他甲が必要と認める事項
 - 2 乙は、甲が第 45 条又は第 47 条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定を取り消された日から起算して 30 日以内に、指定を取り消された日までの間の事業収支報告書を提出しなければならない。
 - 3 甲は、必要があると認めるときは、事業収支報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書面による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(運營業務に関する実施状況の確認)

第 28 条 乙は、合同会社が設置し定期的開催する運営協議会において、合同会社が実施するセルフモニタリングの結果について、運営事業者がそれぞれ実施する運營業務にフィードバックを行い、常に業務内容の改善に努めるものとする。

- 2 統括事業者は、第 15 条第 3 項により作成した運營業務にかかる事業計画書について、運営事業者間の業務調整を図り進捗の管理を行い、合同会社と情報共有を図るものとする。
- 3 第 1 項及び第 2 項にかかる実施体制については、第 26 条第 1 項第 1 号にて作成する業務実施体制において具体的に明記することとする。
- 4 乙は、第 26 条第 1 項により作成した年度事業計画書の進捗状況について、第 1 項及び第 2 項による実施状況を毎年度半年終了後 10 日以内に、甲に対し書面により報告するものとする。なお、報告する書面に記載すべき事項は、前条第 1 項に定める年度報告書に準ずるものとする。
- 5 甲は、前項に定める報告書のほか、公の施設の管理の適正を期するため、乙の指定管理業務及び経理の状況を確認することを目的として、乙に対し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査することができるものとする。
- 6 乙は、指定管理業務に関して緊急の対応が必要な事故又は事件等が発生した場合、又は利用者等からの苦情及び要望等があった場合には、速やかに当該事故等の内容、それに対する対応策及び当該事故等に関する状況を、書面により合同会社を介して甲に報告し、その確認を受けなければならない。
- 7 第 4 項から第 6 項による報告について、乙による指定管理業務の実施が提示条件等を満たしていない場合は、甲は乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、前項に定める指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。
- 9 前条及び前項により、乙による指定管理業務の実施状況について、乙の責めに帰すべき事由

により要求水準に適合していないと認められる場合には、甲は、乙に対し、指定管理料を減額することができるものとする。

（指定管理業務の一時中止及び変更）

第29条 甲は、必要があると認める場合、乙に対し指定管理業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項において、必要があると認める場合には、指定管理業務の内容を変更することができるものとする。

3 前項に基づく指定管理業務の内容の変更については、第15条の規定を準用するものとする。

（監査員等による確認）

第30条 三股町監査委員等（以下「丙」という。）が甲の事務を監査するのに必要があると認める場合は、丙は乙に対して出頭を求め、実施に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

（指定管理料）

第31条 甲は乙に対して、指定期間内における指定管理業務実施に必要な経費として、指定管理料を毎年予算の範囲内で支払うものとする。

2 前項の指定管理料の総額として予定する金額は〇〇〇〇円（税込み）とする。ただし、急激な物価変動などにより指定管理業務に支障が生じることが明白な場合は、甲乙協議のうえ必要に応じて改定を行うものとする。

3 指定期間内の各年度における指定管理料の金額及び支払方法等詳細については、第28条の規定に基づく実施状況の確認及び第26条の規定により提出された年度事業計画書に基づき、甲乙協議のうえ、年度協定において別途定めるものとする。

（利用料金収入の取扱）

第32条 乙は、管理施設に係る利用料金を合同会社の収入として、收受するものとする。

2 乙は、指定期間終了後の期間における使用の対価として收受した利用料金については、甲が新たな指定管理者を指定し、かつ利用料金制度を導入しようとするときは、当該指定管理者に対して、その他の場合は、甲に対して、乙の指定期間終了日までに支払うものとする。

（利用料金の決定）

第33条 利用料金は、別表1及び別表2のとおりとし、甲の承認を得て、乙が決定又は改訂を行うものとする。

2 乙は、前項の承認を得ようとするときは、決定又は改定を行おうとする2ヶ月前までに、利用料金の内容について記載された書面により甲に申し出なければならない。ただし、乙がやむを得ない事情により当該期間を確保することができないと甲が認める場合には、この限りでない。

3 第1項の規定による決定又は改定により、従前の利用料金の額に変更が生じる場合には、乙は適切な方法により、事前に十分な周知を図らなければならない。

（利用料金の減額又は免除）

第34条 乙は、前条による定めた利用料金の減額又は免除をする場合は、事前に甲と協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、前項により減額又は免除するときは、減額又は免除を開始しようとする2ヶ月前までに、次の事項を記載した書面により甲に申し出を行い、甲の承認を得なければならない。ただし、乙がやむを得ない事情により当該期間を確保することができないと甲が認める場合には、

この限りではない。

(1) 減額又は免除の条件

(2) 減額の割合

3 乙は、前項の規定により、利用料金を減額し、又は免除しようとするときは、適切な方法により、事前に十分な周知を図らなければならない。

(参加者負担金収入の取扱)

第 35 条 乙は、指定管理業務として実施する目的事業及び主催事業にかかる参加者から徴収する負担金については、事業を主催する事業者の収入として、收受するものとする。

第 7 章 損害賠償、不可抗力及び法令変更

(損害賠償等)

第 36 条 乙は、故意又は過失により管理物件を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認められる場合には、この限りではない。

2 第 45 条第 1 項の規定による指定の取消しにより、甲に損害が生じた場合には、乙は損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第 37 条 指定管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有する者とする。

(不可抗力発生時の対応)

第 38 条 不可抗力により指定管理業務に支障をきたした場合には、乙はその影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、損害及び損失の発生を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 39 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害又は損失が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の書面を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで、乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用等については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用等については甲が負担するものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第 40 条 法令変更により指定管理業務の遂行に影響が生じるおそれがある場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の書面を受け取った場合、指定管理業務の変更その他の対応措置や費用負担等について、乙と協議を行うものとする。

3 法令変更に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該増加費用の負担は次

のとおりとする。

- (1) 甲は、次の各号所定の法令変更起因する損害、損失又は増加費用を負担する。
 - ア 指定管理業務に直接的に影響を与える法令変更
 - イ 税制度に関する法令変更のうち、消費税率の変更に関するもの
- (2) 乙は、前号所定の法令変更以外の法令変更（税制度に関する法令変更を含む。）に起因する損害、損失又は増加費用を負担する。
 - 4 法令変更起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用等については甲が負担するものとする。

（不可抗力又は法令変更による一部の指定管理業務実施の免除）

- 第 41 条 第 38 条第 2 項又は前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力又は法令変更の発生により指定管理業務の一部が実施できなくなったと認められる場合、乙は不可抗力又は法令変更により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。
- 2 甲は、乙が不可抗力又は法令変更により指定管理業務の一部を実施できなくなった場合、甲乙協議の上、乙が指定管理業務の一部を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額するものとする。

第 8 章 指定期間の終了

（業務の引継ぎ等）

- 第 42 条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、継続的に指定管理業務を行うことができるように、指定管理業務にかかる必要事項を説明し、乙が使用した指定管理業務に関する要領、申し送り事項その他の関係資料を提供する等、指定管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができる。
 - 3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申し出に応じなければならない。

（原状回復義務）

- 第 43 条 乙は、指定期間の満了までに、指定期間の開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。
- 2 前項に規定にかかわらず、甲の承認を得た場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができる。

（管理物品の扱い）

- 第 44 条 指定期間の満了に際し、甲が貸与した管理物品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

第 9 章 指定期間満了以前の指定の取消し

（甲による指定の取消し）

- 第 45 条 乙又は乙の構成事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、甲は、乙に対し書面で通知することにより、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 第 28 条第 7 項の指示に従わないとき。
 - (2) 法令及び関係条例等に違反したとき。
 - (3) 指定管理業務以外の業務においても、組織的な違法行為が行われた場合など、乙に指定管理

業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される時。

- (4) 次のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものに該当しないものであること。
 - イ 甲が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置をうけていないものであること。
 - ウ 税等について滞納がないものであること。
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 破産、会社更生、民事再生又は特別清算その他これらに類する法的倒産手続きが開始されたとき又は第三者によってその申立てがなされたとき。
- (6) 乙が、故意又は過失により、業務報告書、財務書類又は請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (7) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難になったとき。
- (8) 理由の如何を問わず、乙が地方自治法第 224 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者としての地位を喪失したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、乙の責めに帰すべき事由により乙による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
 - 3 本協定が、前項の規定により終了した場合、乙は、甲に対し、指定管理業務にかかる指定管理料の年額並びに当該額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を支払うものとする。なお、当該違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈せず、甲が被った損害のうち当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
 - 4 乙は、第 1 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(公益上の事由による指定の取消し)

第 46 条 甲は、公益上の事由により指定管理業務の実施の必要なくなった場合又は管理施設の転用が必要になった場合には、乙に対し 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、その指定を取り消すことができるものとする。

(不可抗力又は法令変更による指定の取消し)

第 47 条 甲又は乙は、不可抗力又は法令変更により、指定管理業務の継続が著しく困難若しくは不可能と判断した場合又は指定管理業務の実施に過大な費用を要すると判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができる。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における指定取消しによって乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合における当該費用等の負担については、不可抗力の場合は第 38 条第 3 項、法令変更の場合は第 39 条第 3 項に、それぞれ定めるところによるものとする。

(指定の取消し時の取扱)

第 48 条 前 3 条の規定により甲が乙に対する指定を取り消した場合には、第 41 条から第 43 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「指定期間の満了」とあるものは

「指定の取消しによる指定期間の終了」と読み替えるものとする。

第10章 その他

（業務の範囲外の業務）

第49条 乙は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に提出する年次事業計画書に内容を定め、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に提出する年次事業計画書に内容を定め、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

（公租公課の負担）

第50条 本協定に関連して生じる公租公課は、本協定に別段の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とし、甲は、乙に対して指定管理料並びにこれに係る消費税及び地方消費税を支払うほか、本協定に関連して生じる公租公課を負担しないものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第51条 乙は、本協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

（書面による請求等の原則）

第52条 本協定に基づく甲乙間の請求、報告及び承認等は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面によらなければならない。

（指定管理業務の実施に係る指定管理者の口座）

第53条 乙は、指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理業務に固有の金融機関口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

（本協定の変更）

第54条 指定管理業務に関し、指定管理業務の前提条件や内容が変更されたとき、又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙双方の書面による合意のうえ、本協定の規定を変更することができる。

（管轄裁判所）

第55条 甲及び乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、宮崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

（疑義についての解釈）

第56条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（準拠法及び解釈）

第57条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

別表 1（第 33 条関係）

種別・区分				設定時間			備考
				9:00 ～ 〇〇:〇〇	〇〇:〇〇 ～ 〇〇:〇〇	〇〇:〇〇 ～ 22:00	
町民交 流施設	(諸室名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(諸室名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(諸室名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(諸室名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
屋外 施設	(区分名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(区分名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
屋根付 き広場	(区分名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(区分名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	

別表 2（第 33 条関係）

分類	品名	単位	使用料

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1
三股町
三股町長 木佐貫 辰生 印

(乙)

[所在地]
[名称]
[代表者氏名] 印

別紙 2 管理物件

(1) 管理施設

三股町交流拠点施設
町民交流施設
敷地内の外構及び植栽
屋根付き広場
屋外トイレ

(2) 管理物品

種類	数量	備考

別紙 3 指定管理業務の範囲

[事業者提案に基づき「指定管理者が行う業務」として定める業務内容を記載します。]

1. 運営プロジェクトマネジメント業務

(1) 指定管理業務全体のマネジメント

(2) 各事業者との連絡調整

(3) セルフモニタリング

2. 維持管理業務

(1) 施設及び設備の維持管理業務

(2) 外構施設維持管理業務

(3) 備品等管理業務

(4) 清掃業務

(5) 警備業務

(6) 植栽管理業務

(7) 町民参加機会の創出

3. 運営業務

(1) 目的事業の実施

(2) 主催事業の実施

別紙 4 リスク分担

[要求水準書記載のリスク分担表から抜粋して記載します。]

別紙5

三股町交流拠点施設管理業務の個人情報の保護にかかる取扱特記事項

指定管理者は、個人情報の取得・利用・管理等について、次の事項を遵守しなければならない。

1 個人情報の定義

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律に規定される生存する個人に関する情報（氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができる情報）、ならびに特定の個人と結びついて使用されるメールアドレス、また、個人情報と一体となった趣味、家族構成、年齢その他の個人に関する属性情報をいう。

2 個人情報の保有の制限等

- (1) 指定管理者は、個人情報を保有するに当たっては、この協定による管理業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- (2) 指定管理者は、特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- (3) 指定管理者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、町の許可を得なければならない。

3 個人情報の取得の制限

- (1) 指定管理者は、個人情報を取得するときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。
- (2) 指定管理者は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。
- (3) 指定管理者は、個人情報を取得するときは、本人の同意があるとき又は人の生命、身体、財産の保護のために緊急に必要があるときなどの場合を除き、原則として本人から取得しなければならない。

4 利用目的の明示

指定管理者は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき又は取得の状況からみて用目的が明らかであると認められるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

5 不要となった個人情報の取扱い

指定管理者は、この協定が終了したとき又は保有する個人情報が不要となったときは、速やかに当該情報を町に譲渡し、又は町の指示のもとに適切な手段により速やかに廃棄し、若しくは消去しなければならない。

6 事務を委託する場合の措置

指定管理者は、個人情報の取扱いを第三者に委託しようとするときは、個人情報の取扱いなどに関し指定管理者と同等の義務を負わせるために必要な措置に関する内容を委託契約書等により遵守させるものとし、再委託先が個人情報に関して不適切な取扱いを行った場合の責は、指定管理者が負うものとする。

7 従事者の義務

- (1) 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (2) 指定管理者は、本契約履行に際し知り得た、若しくは町から提供された個人情報について、量の多少や情報形態に関わらず、また本契約の存続期間中はもとより本契約終了後においても、第三者若しくは不特定の多数に対して開示・譲渡・伝播してはならない。
- (3) 指定管理者は委託業務の実施に際し知り得た、若しくは町から提供された個人情報について、利用目的以外の目的のために利用してはならない。
- (4) 指定管理者は委託業務の実施に際して、量の多少や情報形態に関わらず、個人情報を収集、複製、又は複製をしてはならない。ただし、町との協議の上、あらかじめ書面により町の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。なお、措置の対象範囲は、個人情報ファイルを構成しない保有個人情報を含むものとする。
- (6) 指定管理者は、本契約履行に際し知り得た、若しくは町から提供された個人情報について、町との協議に基づき、契約終了時に返却若しくは消却等の措置を講じなければならない。
- (7) 町は、指定管理者に対し、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督義務が生じるため、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を随時行うことができ、指定管理者はこれを拒むことはできない。

三股町交流拠点施設指定管理者 年度協定

三股町（以下「甲」という。）と指定管理共同事業体〇〇〇（以下「乙」という。）とは、三股町交流拠点施設（以下「管理施設」という。）の維持管理及び運營業務等の実施について管理施設の指定管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「本年度協定」という。）を締結する。なお、本年度協定で用いる用語の定義は、本年度協定中に定義される用語を除き、基本協定による。

（本年度協定の期間）

第 1 条 本年度協定の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年 3 月 31 日までとする。

（指定管理料の支払）

第 2 条 甲は、基本協定第 26 条に基づき乙から提出された年度事業計画書に基づく本年度協定の期間における指定管理料として、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（税込み）の全額又は一部を乙の請求により概算払いにより 5 月 20 日までに支払うことができるものとする。

- 2 前項の指定管理料の金額には、備品購入費、管理施設の火災保険料、管理施設及び設備の改築及び大規模改修に係る経費は含まないものとする。
- 3 甲は、基本協定第 27 条の規定により乙から提出された事業収支報告書を審査し、合格又は不合格の旨を乙に通知後、乙は、その通知を受領後、事業収支報告書に基づき精算手続きを行うものとする。

（利用料金）

第 3 条 基本協定第 34 条の規定に基づき乙が決定した管理施設の利用料金の額については、別表 1、管理物品を使用する利用料金の額については、別表 2 のとおりとする。

- 2 乙は、前項に定める利用料金の額を年度途中において変更する場合は、基本協定第 35 条第 2 項の規定も基づき 2 ヶ月前までに、利用料金の内容について記載された書面により甲に申し出を行うものとする。ただし、やむ得ない事情により当該期間を確保することができないと甲が認める場合には、この限りでない。
- 3 乙は、利用料金の額を、管理施設内に掲示する等により、利用者への周知に努めるものとする。

（業務の内容）

第 4 条 乙は、基本協定第 10 条の規定による指定管理業務を実施するものとする。

（疑義等の決定）

第 5 条 本年度協定に定めのない事項又は本年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とは誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

別表 1（第 3 条関係）

種別・区分				設定時間			備考
				9:00 ～ 〇〇:〇〇	〇〇:〇〇 ～ 〇〇:〇〇	〇〇:〇〇 ～ 22:00	
町民交 流施設	(諸室名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(諸室名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(諸室名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(諸室名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
屋外 施設	(区分名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(区分名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
屋根付 き広場	(区分名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	
	(区分名)	(利用条件)	(曜日設定)	(料金)	(料金)	(料金)	

別表 2（第 3 条関係）

分類	品名	単位	使用料

甲と乙とは、本年度協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)
宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1
三股町
三股町長 木佐貫 辰生 印

(乙)
[所在地]
[名称]
[代表者氏名] 印

反社会的勢力排除に関する特約条項

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（属性要件に基づく契約解除）

第2条 甲（この契約の発注者である三股町をいう。）は、乙（この契約を受注する相手方をいう。相手方が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙が反社会的勢力と以下の項目の一つでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第3条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の項目の一つでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は本業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第4条 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が第2条に該当しないことを確約し、将来も同条若しくは第3条各号に該当しないことを確約する。

2 乙は、その下請又は再委託先業者が前項に該当することが判明した場合には、直ちに 契約を解除し、又は契約解除のための措置を講じなければならない。

3 乙が、前各項の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

（報告義務）

第5条 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。

2 乙が前項の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第2条、第3条及び第4条第3項並びに前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第2条、第3条及び第4条第3項並びに前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。